

# 松阪市・東吉野村・宇陀市 観光交流連携協定締結式



## 2市1村が国道166号を軸に連携！ 観光交流連携協定を締結

問 商工観光課 (☎82・2457 / IP ☎88・9081)

4月19日(金) 東吉野村役場において、「松阪市・東吉野村・宇陀市観光交流連携協定締結式」が行われました。

松阪市・東吉野村・宇陀市は、国道166号によって三重県と奈良県を結ぶルートとしてつながっており、相互に自然・歴史・文化などの資源を活かした地域振興に取り組んでいます。

本協定は、同路線を軸にした交流人口の増加や移住・定住を促進していくことを目的としています。

今後は、協定に基づき沿線の自然・歴史・文化などの資源を活かした観光PR、道の駅を中心とした情報発信および産業振興、移住・定住促進のための情報交換や情報提供および民間交流を行うこととなっており、今年度は、166号の沿線のルートマップを作製する予定です。

写真左から▶  
宇陀市 高見市長  
松阪市 竹上市長  
東吉野村 水本村長

締結式で高見市長は「歴史や自然などの観光資源を、この連携を通して互いに発展させていきたい」と述べました。

R元年度版

## 応援しますうだちから(市民活動)！ 地域づくり支援メニュー 市ホームページで公開中！

問 企画課 (☎82・1362 / IP ☎88・9074)

市では、「みんなが生きがいをもって暮らせる魅力ある健幸なまち 宇陀市」を輝く歴史と文化の息づくまちとして将来像を定めています。

それを基に「1. 健幸なまち」「2. 暮らしやすいまち」「3. 活力あるまち」「4. 生涯輝くまち」「5. 自然豊かなまち」「6. 地域力を発揮するまち」の6つの目指すまちの姿の実現に向けて、様々な分野でのまちづくりを市民の皆さんとともに取り組んでいます。

平成28年度より、地域コミュニティ活動や健康福祉(ウェルネス)、環境など、特に市民生活に関係の深い本市の団体向け支援メニューをとりまとめた「地域づくり支援メニュー」を作成し、市ホームページで公開しています。



冊子化せず、ホームページ上での閲覧を原則としていることから、最新の情報発信することが可能となっておりますが、紙媒体での提供をご希望の場合は、企画課にて配布しておりますので、お申し出ください。

14. 移住定住交流推進支援事業	
趣旨・目的	都市住民等を受け入れる移住や交流人口の増加等につながる地域交流の推進に、地域を活性化することを目的として、市町村等または地域団体等が自主的・主体的に実施する、移住・定住、交流を推進する事業に対し支援する。
2. 事業内容	
内容	都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化し、次の基準に適合するものとする。 (1) 助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。 (2) 助成終了後の事業展開が明確であり、継続・発展して実施される認められること。
対象団体	まちづくり協議会、NPO(特定非営利活動団体)、ボランティア団体
対象事業	

宇陀市 地域づくり支援

検索

# 部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進へ！

問 人権推進課  
(☎ 82・2147 / IP ☎ 88・9077)

## 「宇陀市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行しました

これって、  
どういう内容？



平成 28 年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の人権 3 法が施行されました。

このことを受け、市が人権尊重のまちづくりを目指すため、「宇陀市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例（平成 18 年施行）」を、この度、新たに「宇陀市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例」として一部改正し、平成 31 年 3 月 25 日の宇陀市議会で可決され、4 月 1 日から施行しました。

### 第 1 条

この条例では、法の下での平等を定める日本国憲法、世界人権宣言、部落差別解消推進法等関係法令を踏まえて、基本理念を定め、市および市民の責務を明らかにし、人権が尊重され、差別のない平和で明るい地域社会を実現することを目的としています。

### 第 2 条

「市民 1 人 1 人が差別の存在およびこれらの差別を許されないものとして認識し、解消する必要性について理解を深めることができるように努め、人権を大切にし、誰もが尊重される共生の宇陀市を実現させることを旨として行われなければならない」と基本理念を定めています。



第 1 条では目的を、第 2 条では基本理念を定め、そのほかの条文では、相談体制の充実、施策の総合的・計画的推進、実態調査などを定め、目的実現に向けた道筋を示しています。

◀ 人権イメージキャラクター  
人 KEN あゆみちゃん

人権は誰にとっても身近で大切なもの、そして互いの努力によって守られるものです。しかし社会には依然、様々な人権侵害が後を絶たない現実があります。

私たちには、人権に関する学びなどをおして、人権感覚を身につけることが大切です。そして、互いの人の痛みやつらさを自分に置き換えて感じられる力を育てていきたいものです。

「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにして持つ権利」のことです。



人権イメージキャラクター▶  
人 KEN まもるくん



子どもフェスタにて、人権推進委員の方々による人権紙芝居の様子▲▶



市内でがんばる事業者さんを応援！

# 中小企業の事業活動を支援します

問 産業企画課 (☎ 82・5874 / IP ☎ 88・9075)

## 宇陀市がんばる中小企業支援事業補助金

市では、市産業および経済の活性化を図るため、市内の中小事業者などが行う施設改修、設備投資、また国の補助事業を取得するために必要な外部委託(コンサルタント業務委託)などに対し、その経費の一部を助成します。

### 【補助対象経費】

#### ■施設改修

市内事業者と契約して行う既存施設の改修工事費で、次に掲げるものは除きます。

- 住宅部分または施設と別棟の倉庫、駐車場等の改修工事
- 造園、門扉、塀又は外構のみの工事
- 下水道接続のみとなる配管工事
- 住宅を含む場合の合併処理浄化槽設備工事
- 施設改修工事を伴わない解体工事
- 施設改修や内装改修を伴わない電化製品等の取替工事

○中古品またはリース契約に基づくものでないこと

○市内の施設に設置するものであること

#### ■外部委託等

国への補助金申請のための外部への委託経費およびコンサルタント業務委託経費

【申請期間】 6月3日(月)～28日(金)まで

【審査】 審査委員会による審査を行います。

### 【補助額】

#### ■施設改修、設備投資

補助対象経費の1/2以内の額で、上限100万円。ただし、補助対象経費の合計額が50万円以上のものに限る

#### ■外部委託等

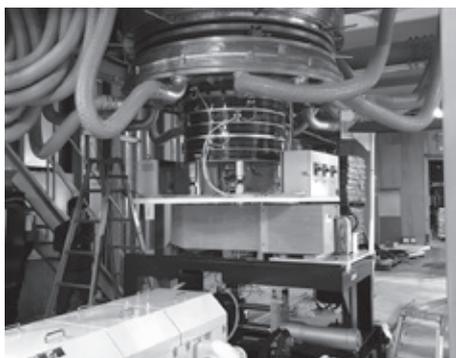
補助対象経費の全額。ただし、上限20万円

### ■設備投資

次のいずれの要件も満たす設備投資費

○取得価格がひとつにつき10万円以上であること

○事業の拡大や生産効率の向上またはサービスの向上につながり、直接的に事業の用に供するものであること



▲昨年度、同補助金により宇陀化成工業で導入された新大型成型機

## 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定について

問 危機管理課 (☎ 82・1304 / IP ☎ 88・9070)

問 奈良県中和土木事務所計画調整課 (☎ 0744・48・3071)

奈良県では今年、土砂災害防止法(土砂災害から地域の皆さんの生命を守るための法律)に基づき、菟田野地域および室生地域における土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が指定されました。

指定状況の公表により、土砂災害のおそれがある区域をお知らせすることで、地域の皆さんには自主避難や防災活動などに役立てていただくことができます。

指定区域の情報については、宇陀市危機管理課、菟田野・室生地域事務所、奈良県中和土木事務所でご覧できます。

なお、大宇陀地域、榛原地域についても、今年中に指定される予定となっています。

奈良県ホームページ「土砂災害警戒区域等の指定状況」  
(<http://sabo-yr-etsuran.pref.nara.jp/>)  
でも閲覧していただけます

防災の基本は、まず自分たちの地域の状況を把握することです。「自助・共助」を心がけ、みんなで防災に負けないまちづくりを目指しましょう。「安全・安心メール」への登録もお願いします。



危機管理課主幹 吉岡▶  
奈良県広域消防組合  
消防本部より出向

※土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)とは  
土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)の中でも、土砂災害が発生した場合「建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域」で「一定の開発行為や居室を有する建築物の構造が規制されている土地の区域」のことです。

# 広報うだ (平成30年12月号) 全国広報コンクール入選!!

## 宇陀市初の快挙!

各都道府県での審査を通過した、全国の自治体広報紙が集まる中、今回、宇陀市が初めて入選することができました。県内で3年連続の選考となった本市が出展したのは「広報うだ平成30年12月号」。この号では、「ボクにとってのあたりまえ」と題し、近年よく耳にする「発達障害」を特集しました。

## 皆さんと一緒に作る広報紙

私たちは「広報紙づくりに住民の方に参加していただくこと」をモットーとしています。この特集についても、実際に中西さんファミリーにご協力いただき、市の広報紙として、どんなことを伝えたいか? 伝えるべきか? を一緒に考えました。

## 取材にご協力いただいた中西さん

紙面をとおして、「自閉症の障がいを抱える哲亜のような子どもが、皆さんの身近にいるんだよ」ということを知ってもら

いたかったし、同じようなお子さんを抱える家族の方の思いも少しは代弁できたら、と取材に協力させてもらいました。

また、実際に紙面を読んで「考えるきっかけになった」や「子どもと一緒に読んだ」など、市民の方から声をかけられました。私たち自身も、このように公的な媒体で紹介されたことで、活動の場や人の輪が広がったように感じています。

## 特集を担当した広報担当者 岡本

身近なことだけど、あまり詳しく知られていない障がいについて、以前から「何か市民の方に伝えることができないか」と思っていました。この取材をおして、知ることの大切さや一歩踏み出す勇気を再認識することができました。

市民の方には、いつも取材をさせていただけますが、その時の出会い(縁)にはいつも感謝しています。これからも、皆さんと一緒に広報紙を作っていきたいと思えます。

## 宇陀市スタイルの広報紙

これまで紙面の作成にあたっては、多くの方々から、お話だけでなく、アイデアやご意見などさまざまな声をお寄せいただきました。時には紙面を彩るモデルにもなってもらいました。

今回の受賞は、皆さんからのご協力による賜物だと感謝しています。

本紙は、決して洗練されたデザインでもないし、まだまだ見直すべきところがたくさんあります。ですが、これからも皆さんの姿や思いを紹介する、紙面に市民が登場するのが「宇陀市にとってのあたりまえ」のキラリと光る広報紙を目指して職員一同がんばっていきます。

これからも皆さんのご支援をよろしく願います。ありがとうございました。

(秘書広報情報課 担当…植松)

▲特集「ボクにとってのあたりまえ」を担当した秘書広報情報課 岡本(写真右)と取材に協力いただいた中西さんファミリー-哲亜くん・海七くん・依理子さん(大宇陀)

